

今後の対応について

1 関係機関との緊密な連携

感染予防対策等の正確な情報の提供、患者の早期探知、患者発生時の正確な情報の共有等を目的とした関係庁内各課・関係団体との情報共有を行う。

2 対策本部会議の開催

県内1例目の患者が確認された場合、対策本部会議を開催する。

3 患者発生時の対応（指定感染症としての対応）

2月1日より指定感染症と定める政令が施行されたため、患者の発生時には入院措置や公費による適切な医療の提供といった2類相当の感染症と同様の対応を実施する。

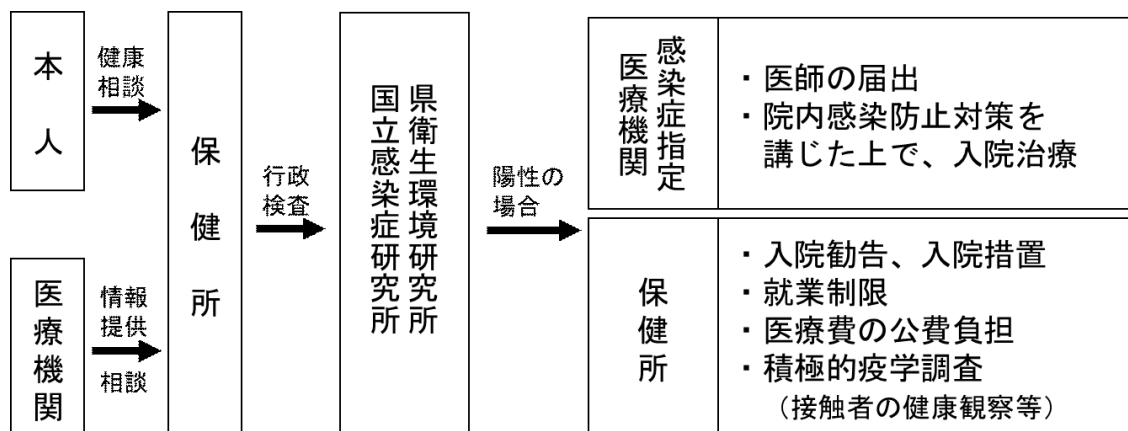
(1) 指定感染症とは

感染症法に定める1～5類に分類されないが、国民の健康に重大影響を与えるおそれがある感染症について1年の期限付きで指定されるもの。指定されることで、1～3類と同様の対策を講じることができる。

1類感染症：エボラ出血熱、痘そう、ペスト等【全7種】

2類感染症：MERS、SARS、鳥インフルエンザ（H7N9）等【全7種】

(2) 患者発生時の流れ



3) 積極的疫学調査

患者の行動歴等の調査を行い、濃厚な接触があった方に対して健康観察等を行い、症状がみられた場合には、すみやかに検査を実施し、感染拡大の防止を図る。

4 県民等への正確な情報提供

- (1) ホームページ、県広報等を用いて正確な情報を提供する。
- (2) 新聞、テレビ等のマスコミを活用した感染予防対策の周知を図る。
- (3) 受診時の注意、感染予防対策等を分かりやすく記載したチラシ等の啓発資材を配布する。

5 「帰国者・接触者相談センター」の設置

感染が疑われる方の相談窓口として「帰国者・接触者相談センター」を設置する。

中国武漢市を中心に

2020年2月1日

新型コロナウイルス感染症発生！

せきや発熱などの症状があり、

① 2週間以内に中国湖北省から帰国入国した方

② ①の有症者との接触があった方

は直接医療機関を受診せず、まずは、最寄りの保健所に連絡してください。



●県内保健所一覧

保健所	管轄市町村	電話番号
中央保健所	国富町・綾町	(0985)28-2111
日南保健所	日南市・串間市	(0987)23-3141
都城保健所	都城市・三股町	(0986)23-4504
小林保健所	小林市・えびの市・高原町	(0984)23-3118
高鍋保健所	西都市・高鍋町・新富町・西米良村・木城町 川南町・都農町	(0983)22-1330
日向保健所	日向市・門川町・諸塚町・椎葉村・美郷町	(0982)52-5101
延岡保健所	延岡市	(0982)33-5373
高千穂保健所	高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町	(0982)72-2168
宮崎市保健所	宮崎市	(0985)29-5286

●厚生労働省の電話相談窓口

電話番号 03-3595-2285

(受付時間9時から21時 土・日・祝日も実施)

咳エチケット

●新型コロナウイルス感染症の感染予防対策

インフルエンザ予防等と同様の感染対策が重要です！

☑日頃からの手洗いの徹底！

流水と石けんでこまめにこすり洗い！

アルコールでの手指消毒も効果あります。

☑せきや発熱の症状がある場合は、マスクを着用！



●中国及び湖北省について

